

広告

企画・制作 読売新聞東京本社広告局



B to S [Society] 企業から社会へ

最近、「株券の電子化」という言葉を耳にする機会が増えている。「企業ナビ」第1回では、2009年に行われる株券の電子化について、我が国の上場株券の約8割を保管している証券保管振替機構の竹内社長にその詳細を伺った。

最初に、証券保管振替機構、通称「ほふり」について、教えてください。

現在、日本の株式市場では銘柄数にして約4000銘柄、売買代金にして年間600兆円を超える取引が行われています。こうした膨大な取引の決済のために、実際に株券を交換していたのでは作業が間に合いません。いわゆる「ペーパークライシス」の問題です。この問題を解消するために、株券を1か所に集中的に保管して、売買の決済を口座間の振替で処理しようということ、法律が整備されてきたのが「ほふり」です。

この制度が1991年にスタートして15年たちましたが、証券会社を通じて株式を購入すると「ほふり」に預けていただくケースがほとんどで、現在、日本の上場株式約3700億株のうち約8割を「ほふり」でお預かりしています。

2年後に株券が電子化されるそうですが、電子化とは、どういうことですか。
今の法律では、株券を所持する人が株主としての権利を持つことになっています。株券電子化とは、法律が改正されて、上場会社の株式については株券が廃止され、証券会社や銀行などが管理する電子台帳(振替口座簿)の記録によって株主の権利を決める仕組みになることです。法律では、2009年6月までに実施することになっていますが、資本市場の関係者全体で合意のうえ、2009年1月を目標に準備を進めています。

有価証券の電子化は世界の

2009年1月、株券電子化。

お持ちの株券は大丈夫ですか？

流れです。すでに日本でも国債や社債、投資信託は電子化されており、株券が最後の仕上げとなります。

電子化にはどんなメリットがありますか。

ある試算によると、株券の印刷、保管、輸送などの我が国の社会全体のコストは年間1000億円に上ると言われています。電子化によって、こうした費用が削減できるほか、株券の盗難や紛失、偽造されるリスクもなくなりま

くても大丈夫です。これまで通り株主としての権利が守られ、面倒な手続きなしで株式を売却することができます。

現在、株券を「ほふり」に預けていない株主はどうですか。

株券の名義書き換えを済ませて、本人名義になっていれば、権利を失うことはありませんのでご安心下さい。名義書き換えを済ませていない場合は権利を失う恐れ



証券保管振替機構 代表取締役社長 竹内 克伸

読売新聞東京本社 編集委員 松田 陽三

す。また、証券取引のスピードが速まることによる利便性の向上、証券市場の国際競争力の向上などが期待できます。

電子化時には、自分の持っている株券が無効になるとの話もありますが、電子化に備えて、株主は何をしなればならないのでしょうか。

証券会社を通じて株券を「ほふり」に預けていけば、何もしな

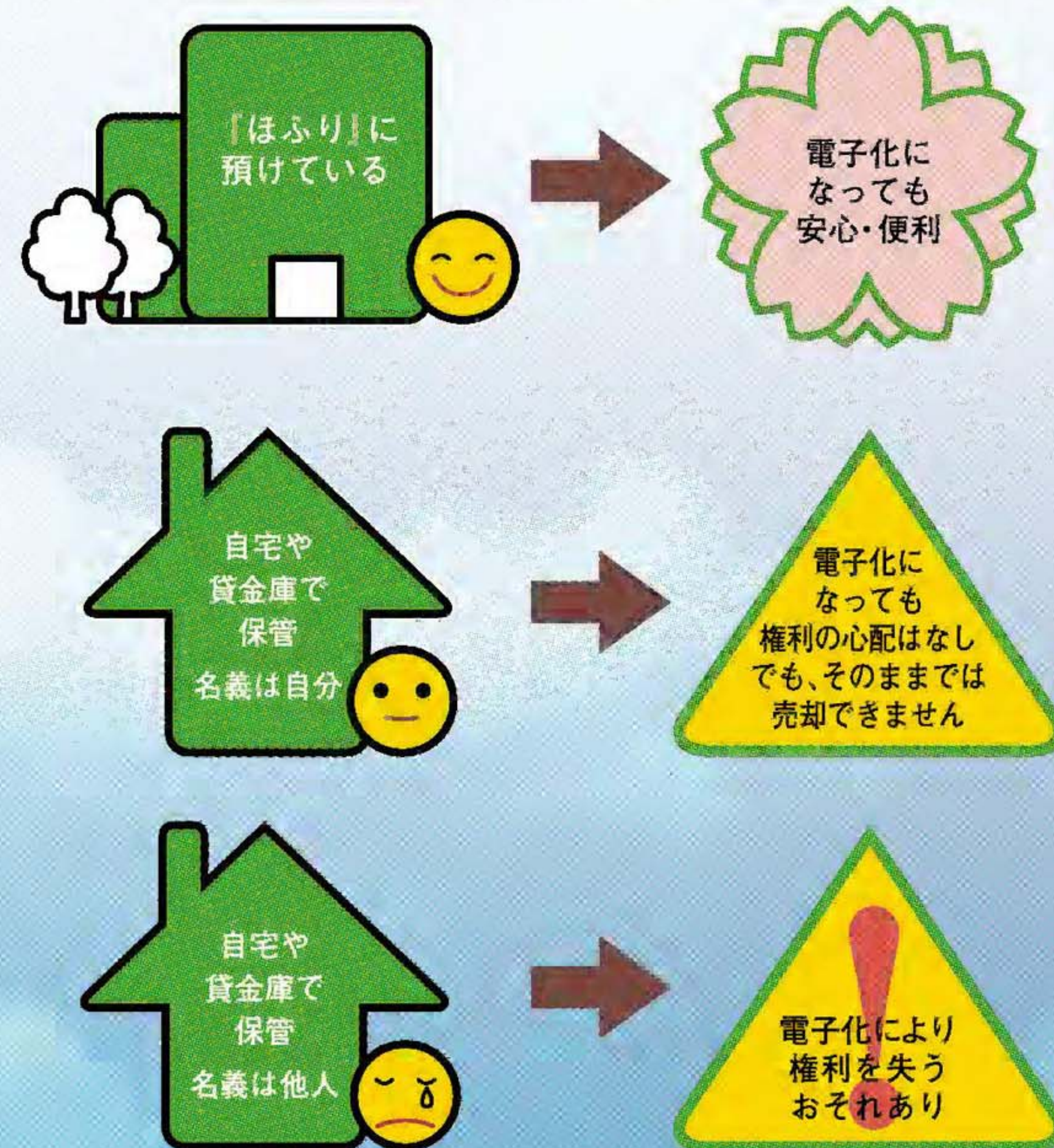
があるのです。注意が必要です。電子化への移行の際には、発行会社が開設する口座(発行会社設定口座)特別口座(一)に銘柄名や株数が記録されます。口座の名義は、株主名簿に記載された株主の名義になりますので、名義書き換えをしない場合には、その口座の名義は自分の名義ではなく、前の株主、例えば売り主だった人の名義になります。こうした場合、売り主が協力してくれるなどして必要な書類が揃えば権利を

取り戻すこともできませんが、「売った」「売らない」でトラブルになると、取り戻せない恐れがあります。
自分が株主だという意識が薄い人もいます。親から相続した財産の中に株券があつて、親の名義のままの人もいます。手元に株券を持っている人は、必ず株券の裏面を見て、名義を確認して下さい。自分の名前が載っていない場合は、発行会社(信託銀行などの株主名簿管理人)に連絡して、名義を書き換えて下さい。

名義書き換えを済ませていない場合、権利は守られますが、電子化への移行時に「発行会社設定口座(特別口座)」を整備する作業には半月ほどかかる想定されます。また、この口座は、株式の流通を目的としていない口座ですので、株式を売却する場合には株式を証券会社の取引口座に移し替える必要があります。

電子化の前にはあらかじめ、「ほふり」に預けておけば、電子化に影響されることがなくスムーズに売却できますので、タンスや金庫の中に株券を保管している人は、今のうちに証券会社で手続きをして、「ほふり」に預けておかれることをお勧めします。

いまあなたの株券は？



ぎりぎりまで手続きをせずに放っておくと、どうなりますか。

電子化の直前は、「ほふり」に預けようとする方が集中して、証券会社の窓口が大変に込み合うことも考えられます。手続きに時間がかかると、その間に株式を売りたくても、売れないことになってしまいます。早めに手続きされた方がよろしいでしょう。タンスや貸金庫で保管されている株券の中には、合併などで会社が変わっているケース、遺産相続の整理が済んでいないケース、住所変更の届けをしていないケースなどもあるでしょうから、この機会に、自分の権利をきちんと確認しておかれることをお勧めします。

※さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、証券保管振替機構のホームページをご覧ください。ただ、お近くの証券会社までお問い合わせください。

竹内 克伸

証券保管振替機構代表取締役社長
昭和17年神奈川県生まれ。昭和39年4月大蔵省入省。国土事務次官、商工組合中央金庫副理事長などを経て、平成12年6月財団法人証券保管振替機構理事長就任。平成14年の株式会社化により、現在、株式会社証券保管振替機構代表取締役社長。

松田 陽三

読売新聞東京本社編集委員

※2009年1月、株券電子化・・・正式には、法令により実施日が決定されますが、実務界としては、「2009(平成21)年1月初」を実施目標日として準備を進めています。



(株)証券保管振替機構
<http://www.jasdec.com>